

R8 女鳥羽中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(1) いじめの認知

『いじめ』とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

女鳥羽中学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」により、複数の教員で行います。いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とします。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけるようにします。

また、いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていきます。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめを未然に防ぐために

女鳥羽中学校では、次のような視点を大切に、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進めます。

- ・生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや命の尊さについて理解を促す。
- ・生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。
- ・生徒間のささいなトラブル（日常的衝突）は人間関係づくりをする機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず、生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する。

(2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して生徒を見守り、いじめを見逃さないようにしていきます。次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をします。

- ・「いじめは見えにくい」ということを認識し、生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ・学校での定期的なアンケート調査（こころのもようアンケート）、相談窓口の周知、「SOS の出し方に関する教育」の推進等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・教職員と生徒・保護者との信頼関係を築くなど、普段から相談しやすい環境を整備し、生徒が相談することのよさを感じられるようにする。
- ・地域に開かれた学校づくりを進める。

(3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応します。いじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておきます。

また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせません。さらに、事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要です。そのため、日頃から、地域の関係機関と顔の見える関係づくりに努めます。

3 いじめに対する具体的な対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげます。そのため、「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておきます。

- 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解
- 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- 全体像の把握（事実確認）…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解
- いじめられた生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等
- いじめた生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める
- いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解
- 学校の設置者（教育委員会）への報告。保護者への連絡と連携した支援・指導
- 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされているものとします。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「長野県いじめ防止等のための基本的な方針（平成26年3月長野県教育委員会）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応します。

- | | |
|--|------------------|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 | |
| ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 | ○ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合 |

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

学校では、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をします。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織。
- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導
- 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築
- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保

「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続。

- いじめた児童生徒への指導

いじめを完全にやめさせ、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続。

- 重大事態が発生した場合、学校は速やかに学校の設置者に報告。学校の設置者は地方公共団体の長等に速やかに報告する。

女鳥羽中学校 いじめ防止対応全体図

いじめの基本認識

- ・「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識を全職員が持つ。
- ・いじめ問題の重要性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- ・いじめについての訴えや情報等があった時は直ちに学校長に報告し、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく的確に対応する。
- ・被害者の立場に立った指導を行い、いじめから守り通す。解決したとみられる場合も継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・いじめの事実関係を明らかにする中で、法的な視点から、特別な指導計画等により毅然とした指導を行う。
- ・いじめ問題の解決のために諸機関との連絡・連携を密に行う。

